

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 について

- ・ 与党での議論の経緯について
- ・ 国会における審議経過について
- ・ 衆議院における法案修正について

修正① 施行期日について

改正法の施行期日及び経過措置について（赤字は変更部分）

法律		大企業	中小企業
雇用対策法		公布日施行 (附則第1条第1号)	
労働基準法	労働時間の 上限(第36条 等)	平成31年4月1日	平成31年4月1日 → 平成32年4月1日 (附則第3条第1項)
	その他改正 事項		平成31年4月1日
	中小企業に おける割増賃 金率の猶予 措置の廃止 (第138条)	—	平成34年4月1日 → 平成35年4月1日 (附則第1条第3号)
労働安全衛生法、じん肺法、 労働時間等設定改善法		平成31年4月1日	
パートタイム労働法・労働契 約法		平成31年4月1日 → 平成32年4月1日 (附則第1条第2号)	平成32年4月1日 → 平成33年4月1日 (附則第11条第1項)
労働者派遣法		平成31年4月1日 → 平成32年4月1日 (附則第1条第2号)	

修正② 鹿児島県・沖縄県の砂糖製造業に対する適用猶予期間について

人材確保、増員、省力化等に係る支援を講じつつ、上限規制（月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件）の適用に係る準備期間（従前の案：3年間）を、5年間に延長する。（労働基準法第142条）

修正③ 労働基準監督署の監督指導について

改正後の労働基準法第36条第7項に基づく指針に関して、同条第9項に規定する助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の状況等を踏まえて行うよう配慮する旨を法文に規定する。

附則

行政官庁は、当分の間、中小事業主に対し新労基法第三十六条第九項の助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて行うよう配慮するものとする。

修正④ 「労働時間の状況」の把握の実効性確保について

労働安全衛生法に、次の規定を設ける。

事業者は、第六十六条の八第一項又は前条第一項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならない。（第66条の8の3）

※「厚生労働省令で定める方法」については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月）による方法を参考にして定める。

中小企業への対応に係る明確化について

【中小企業への対応については、改正法に基づく「基本方針」(閣議決定)で明確化】

○ 今回の改正では、労働施策の推進に係る基本的方向や、国が講ずる施策とその進め方等を定める「基本方針」を閣議決定により定める規定を新設(※)。

(※) 今回の改正で、「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」と題名改正し、雇用の安定に関する施策のみならず、労働条件の改善や仕事と生活の両立支援等を含め、労働施策の総合的推進を図るための基本方針(閣議決定)を定める等の規定を設けている。

- 基本方針には、国が講ずる施策の一つである、「労働時間の短縮その他の労働条件の改善」について、以下の事項を盛り込む。
- ・改正法の趣旨・内容の理解の促進に努めること。
 - ・働き方改革推進支援センターが中心となり、商工会・商工会議所等の経営支援機関と連携して、好事例や支援策を提示するなど、きめ細やかな相談・支援を行うこと。
 - ・監督指導に当たっては、特に中小企業については、その労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて対応し、労働基準法、労働安全衛生法等労働基準関係法令に係る法違反が認められた場合において、当該中小企業の事情を踏まえ、行政官庁から使用者に対し自主的な改善を促していくこと。
 - ・ただし、重ねて改善を促しても是正されないもの、違法な長時間労働により過労死等を生じさせたもの、違法な長時間労働により重大な結果を生じさせたものなど重大・悪質な場合は書類送検を行うなど厳正に対処する。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の国会における審議経過

【衆議院】

平成30年4月6日 第196回通常国会提出(閣法第63号)

4月27日 衆議院本会議趣旨説明・質疑

衆議院厚生労働委員会 付託・提案理由説明

5月2日 衆議院厚生労働委員会 質疑①

5月9日 // 質疑②

5月11日 // 質疑③

5月16日 // 質疑④

5月18日 // 質疑⑤

5月22日 // 参考人質疑

5月23日 // 質疑⑥

5月25日 // 質疑⑦、採決

5月31日 衆議院本会議 可決(同日 参議院へ送付)

【参議院】

平成30年6月4日 参議院本会議趣旨説明・質疑

参議院厚生労働委員会 付託

6月5日 // 質疑①

6月7日 // 質疑②

6月12日 // 参考人質疑、質疑③

6月13日 // 地方公聴会

6月14日 // 質疑④

6月19日 // 質疑⑤

6月26日 // 質疑⑥

6月28日 // 質疑⑦、採決

6月29日 参議院本会議 可決、成立

7月6日 法律公布(平成30年法律第71号)

衆議院における法案修正について

修正点① 高度プロフェッショナル制度の適用に係る同意の撤回

対象労働者の同意の撤回に関する手続を労使委員会の決議事項とする。
(労働基準法第41条の2第1項第7号関係)

修正点② 中小企業における取組の推進のための関係者間の連携体制の整備

国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるように努めるものとする。
(雇用対策法第10条の3関係)

修正点③ 事業主の取引上必要な配慮の努力義務

事業主が他の事業主との取引を行う場合において配慮をするよう努めなければならないこととして、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないことを追加する。
(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第2条第4項関係)

修正点④ 検討規定

政府が改正後の各法律の規定について検討を行う際の観点として、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図ることを明記する。
(附則第12条第3項関係)